

みせ税理士 の

相続相談手帖

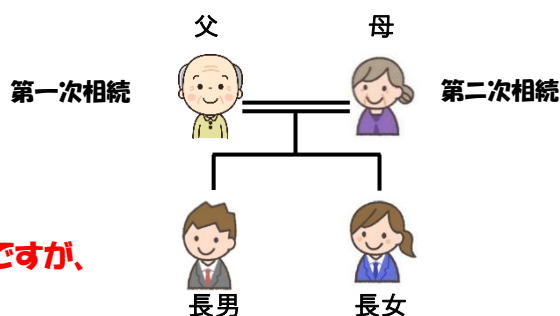
第42話

Q

父(仮名:大蔵泰三)は、生前に遺言書を作成する際に、妻(仮名:大蔵洋子)に法定相続分(2分の1)に相当する遺産を相続させる遺言を作成しました。父の気持ちは十分に分かるのですが、遺言書作成時に気をつけたい税金の問題があれば教えてください。父の相続時に伴う前提条件は次の通りです。

【前提条件】

被相続人 父 相続人 母・長男・長女
父の遺産5億円
その他 母の固有財産は1億円とする



A

遺言書は、生前にご自身の想いを実現する方法ですが、その想いの中に、税金の事も含めて、作成しましょう。

遺言書を作成する場合、誰にどれだけの財産を相続させるかによって、相続税の負担は大きく変わります。

第一次相続(被相続人:大蔵泰三)及び第二次相続(被相続人:大蔵洋子)の相続税を通算して相続割合を判定することが大事になります。相続により財産を取得した者が被相続人の配偶者であるときは、一定の要件のもとにその配偶者の相続税は軽減されます。第一次相続に続いて、第二次相続が発生しそうな場合、配偶者が第一次相続において、いくら遺産を相続すれば有利かについては、第一次相続及び第二次相続税を通算して判定する必要があります。

ポイント 配偶者の税額軽減制度の概要

配偶者が相続した遺産のうち、課税対象となるものの額が、①1億6,000万円未満、または②1億6,000万円以上の場合でも、配偶者の法定相続分までならば相続税が課税されません。

遺産分割シュミレーション

第一次相続		遺産分割シュミレーション			
相続割合	第一次相続の税額	第二次相続の税額	合計税額		
母:子	①母	②子	③子	①+②+③	
10:0	6,555	0	10,205	16,760	
9:1	5,244	1,311	9,856	16,411	
8:2	3,933	2,622	9,507	16,062	
7:3	2,622	3,933	9,249	15,804	
6:4	1,311	5,244	9,084	15,639	
5:5	0	6,555	8,920	15,475	
4:6	0	7,866	6,920	14,786	
3:7	0	9,177	4,920	14,097	
2:8	0	10,488	3,340	13,828	
1:9	0	11,799	1,840	13,639	
0:10	0	13,110	770	13,880	

大蔵泰三氏の遺言書の場合、近いうちに配偶者の相続が発生すると、相続税総額15,475万円になります。一方、配偶者の相続財産取得割合を10%にとどめると、相続税総額は13,639万円になります。税負担差額は1,836万円になります。

お問合せ先:税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

セパ・オビ・カン
受付中